

# 工事検査技術基準

令和7年10月1日  
施設部長裁定

(目的)

## 第1条

この基準は、国立大学法人大阪大学施設部が発注する工事の請負契約の適正な履行を確保するために必要な検査に関する事項を定めることにより、業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

## 第2条

検査は、検査職員が当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、設計図、仕様書その他契約関係図書(以下「契約図書」という。)に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、適否の判断を行うものとする。

2 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査及び既済部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

(工事実施状況の検査)

## 第3条

工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、施工状況、施工体制等の工事管理状況に関する各種記録(写真、電子媒体による記録を含む。以下「各種の記録」という。)と契約図書とを対比し、別表に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

## 第4条

出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と契約図書とを対比しおこなうものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

## 第5条

品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と契約図書とを対比し行うものとする。

る。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(検査調書)

#### 第6条

検査職員が検査を行った結果、給付が完了していることを確認した場合は、別記様式第1(A)～(C)による工事検査調書を作成するものとする。

2 検査職員が検査を行った結果、給付が工事の請負契約の内容に適合しないことを確認した場合は、別記様式第2による工事検査調書を作成するものとする。

#### 別表

| 項目          | 関係書類                          | 内容  |
|-------------|-------------------------------|---|
| 1 契約書等の履行状況 | 契約図書                          | 指示・承諾・協議事項等の処理内容、<br>支給材料・貸与品及び工事<br>発生品の処理状況、その他契約書等<br>の履行状況(他に掲げるものを除く。) |
| 2 工事施工状況    | 施工計画書、工事<br>打合せ記録、その<br>他関係書類 | 施工方法、<br>関連工事(注)との調整、<br>現場管理状況   |
| 3 工程管理      | 実施工程表、工事<br>打合せ記録             | 工程管理状況及び進捗内容  |
| 4 安全管理      | 契約図書、工事打<br>合せ記録              | 安全管理状況及び措置内容<br>関係法令の遵守状況   |
| 5 施工体制      | 施行計画書、施工<br>体制台帳              | 適正な施工体制の確保状況  |

注)「関連工事」とは密接に関係する別契約の工事をいう。

別記様式第1(A)～(C)、別記様式第2 [略]